

奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収（概要）

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「奨学生に対して、公正な制度であるべきとの考え方が基本であり、利息の再計算について検討を要請すべきである。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 3 月 8 日、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私の息子は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、貸与終了後すぐに返還したいと考えていた。しかし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 か月間は、据置期間とされており、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還しても貸与総額に対する 6 か月分の利息（以下「据置期間利息」という。）が発生するとの説明を受けた。早く返還したとしても、据置期間利息が変わらないことに納得いかないので、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する場合には、据置期間利息を減額する等の措置を講じてほしい。

※ 愛媛事務所受付事案

○ 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金の種類等

- ・ 日本学生支援機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、それぞれ学力基準、家計基準を設けて、無利息の第一種奨学金及び貸与終了後は利息が発生する第二種奨学金の貸与事業を行っている。
- ・ 第一種及び第二種奨学金の返還期限は、「貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後 20 年以内で機構の定める期日」とされている。（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 5 条第 1 項）
- ・ 第二種奨学金については、据置期間においても利息（据置期間利息）が発生し、返還回数で除した額が毎月の返還額に加えられることとされている。（独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成 16 年規程第 16 号。以下「奨学規程」という。）第 26 条）

○ 据置期間に一部繰上返還した場合における据置期間利息の取扱い

- ・ 第二種奨学金では、奨学金の貸与を受けた者が据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還した場合は、据置期間終了後の初回返還期日に返還したものとみなされ、6 か月の据置期間を置いて返還した場合と同額の据置期間利息が発生することとされている。（奨学規程第 27 条）

（あっせん要旨）

日本学生支援機構は、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する者にとって利息計算上不利益となっている現状の取扱いを改善するため、利息の再計算を行う等の措置を講ずる必要がある。

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還した者は、据置期間利息が減額されることとなる。



日本学生支援機構における奨学金について

- 日本学生支援機構では、第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与事業を行っており、下表のとおり、貸与基準や返還利率などが異なっている。

表 第一種奨学金と第二種奨学金の比較

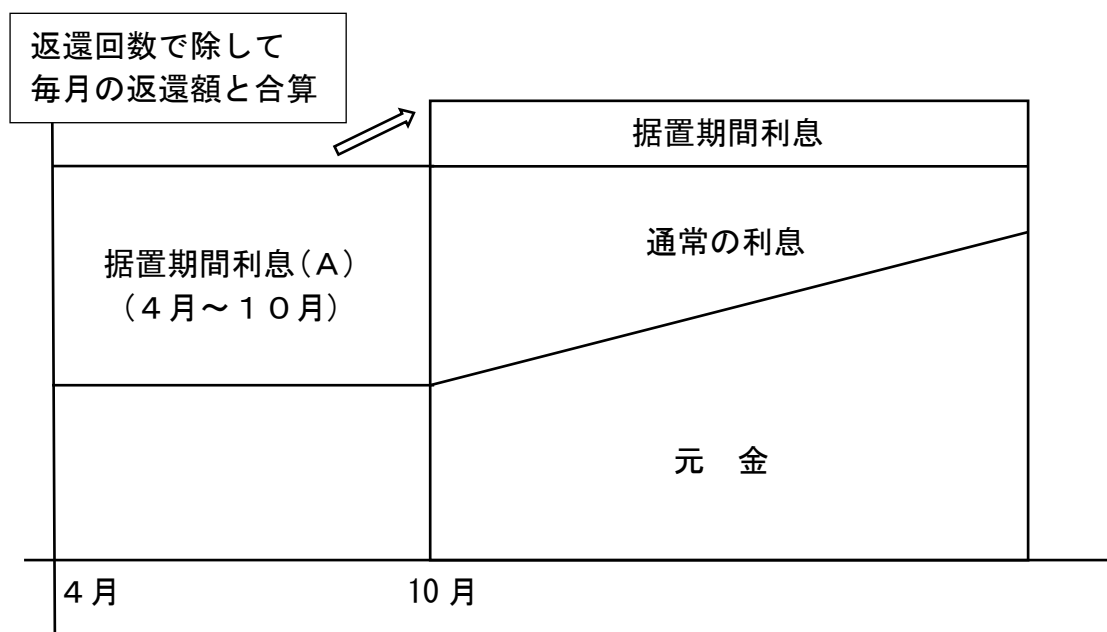
| 区分 | | 第一種奨学金 | 第二種奨学金 |
|-----------|------|--|--|
| 対象学種 | | 大学・短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程 | 大学・短期大学、高等専門学校（4、5年生）、大学院、専修学校専門課程 |
| 貸与月額 | | 学生が選択（高い月額、低い月額） ※私大・自宅通学の場合 3万円、5万4千円から選択 | 学生が選択 ※大学の場合 3、5、8、10、12万円から選択 |
| 貸与基準 | 学力基準 | ①高校成績が3.5以上（1年） 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上） | ①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③学修意欲のある学生 |
| | 家計基準 | 955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安 | 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安 |
| 返還方法 | | 卒業後20年以内 | 卒業後20年以内の元利均等返還 |
| 返還利率・返還利息 | | なし | 上限金利3%（在学中は無利息） 利率固定方式（平成25年1月現在1.08%）と利率見直し方式（同0.20%）の選択制 |

（注） 機構の資料に基づき、当省が作成した。

奨学金の返還に係る据置期間利息の取扱いについて

- 日本学生支援機構における奨学金の返還方法は、下図のとおりであり、貸与終了後6か月の据置期間を置くため、3月に奨学金の貸与が終了した場合、返還開始は10月となる。この据置期間中は、利率に応じた据置期間利息（図中A）が発生することとされており、例えば据置期間の半ばである6月に貸与総額の一部を繰上返還したとしても、現在の制度では、貸与総額に対する6か月分の据置期間利息が発生することとされている。
- 据置期間利息は、貸与総額及び選択した利率によって異なるものであり、例えば貸与総額が240万円（毎月5万円を4年間（48か月）貸与）である場合には、約12,700円（利率1.08%（平成25年1月現在、利率固定方式）の場合）となり、これを全割賦（180回）に均等に分割（各70円、最終回187円）して15年間で返還することとなる。

図 奨学金の返還例（3月に貸与が終了する場合）



- (注) 1 図中Aの部分は便宜上拡大して表示している。
 2 当省が作成した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

メンバーは、次のとおり。

| | | |
|------|-------|--------------------|
| （座長） | 大森 彌 | 東京大学名誉教授 |
| | 秋山 收 | 元内閣法制局長官 |
| | 加賀美幸子 | 千葉県女性センター名誉館長 |
| | 加藤 陸美 | 元環境事務次官 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 谷 昇 | （社）全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |